

令和4年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
2. 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）について
3. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
1	1	資料1	出産育児一時金について、松戸市独自に増額することはできないのか。	<p>出産育児一時金の支給に当たっては、支給基準額（現在は42万円）の財源として、3分の2相当額が一般会計からの法定内繰り入れにより国民健康保険特別会計の歳入となっておりますが、残りの3分の1相当額は、本来、保険料を財源とするものであり、現状では保険料が不足しているため財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れにて賄っております。</p> <p>支給額を市独自に引き上げた場合、支給基準額を超えた分は法定内繰り入れ分である3分の2には含まれず、全額が市負担分となるため、基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れが増大することとなり、国保財政の健全性を低下させる要因となりかねないことから、現時点では考えておりません。</p>
2	2	資料2-1	歳出の2番の保険給付費のうち、高額療養費は補正しないが、不足が見込まれないのか。	<p>高額療養費は12月末時点の予算執行率が約72%であり、例年の水準と同程度であることから不足は生じない見込みです。</p>
3	3	資料3-1	歳入の国民健康保険事業財政調整基金繰入金額が大きいのはなぜか。 令和6年度以降の見込みはどうなっているか。	<p>財政調整基金繰入金が約7億1,600万円の大幅な増額に見えておりますが、その1行上のその他一般会計繰入金が約4億100万円からゼロとなっていることを合わせて考えますと、差し引き約3億1,500万円が、令和4年度からの増額と言えます。</p> <p>この増額分が、歳出の3番の国民健康保険事業費納付金の約3億5千万円の増額分に対応しております。</p> <p>令和6年度以降の基金繰入額も、この納付金額によって左右されるものと考えております。</p>
4	3	資料3-1 資料3-4 (5ページ)	保険料の不足に対して、今後も一般会計からの繰入金により基金を積み上げて対応するのか、それとも保険料を引き上げるのかの方針はあるのか。	<p>令和6年度以降については、納付金の金額だけでなく一般会計の状況も関わってくるため、関係部署との協議が必要になるものと認識しており、現時点ではお答えできません。</p>

令和4年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
2. 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）について
3. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題 番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
5	3	資料3-4 (6ページ)	財政調整基金の令和5年度末残高がゼロとなっているが、今後の議論の時期や内容を明示する必要があるのではないか。	納付金の金額だけでなく一般会計の状況も関わってくるため、関係部署との協議が必要になるものと認識しており、時期や内容について、現時点ではお答えできません。
6	3	資料3-1	歳出の5番の保健事業費の特定健康診査啓発業務が大きく増額となっているのはなぜか。	<p>主な増額理由は、下記の事業を令和5年度に新たに実施するためです。 いずれの費用も、国からの交付金の対象となっています。</p> <p>(1)第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定委託：8,110千円 国が市町村に策定を義務付けている、上記計画の策定費用です。計画期間は令和6年度から令和11年度です。</p> <p>(2)SMSを活用した特定健診受診率向上事業委託：990千円 特定健診未受診者に対して、スマートフォンのショートメッセージ（SMS）を用いた受診勧奨を行う費用です。</p>
7	3	資料3-1	歳入の1番の国民健康保険料に滞納繰越分の記載があるが、どのような対策をとっているのか。	<p>納付期限までに納付がなく、年度を繰り越した保険料については催告書により納付を促し、一括納付が困難であれば分割納付を認め自主納付を待ちます。納付も納付相談もない滞納者に対しては、財産調査を行い、十分な資力があれば差押等の滞納処分を執行しています。</p> <p>改善策としては、あらゆる手段を講じ折衝機会を設けるとともに、速やかな財産調査を実施し、収納率向上を図っているところです。</p>
8	3	資料3-4 (7ページ)	1人当たり保険料（調定額）が令和5年度に増加しているのはなぜか。	令和4年度は、令和2年の所得に基づく令和3年度の予算ベースの保険料、令和5年度は、令和3年の所得に基づく令和4年度の予算ベースの保険料をそれぞれ根拠として算出しており、令和2年の所得より令和3年の所得の方が金額が大きくなっているため、このような結果として表れているものです。

令和4年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
2. 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）について
3. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題 番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
9	3	資料3-4 (10ページ)	特定保健指導について、千葉県平均の実施率がほぼ横ばいであるのに対し、松戸市は右肩上がりの実績を上げているが、その理由は。	特定保健指導につきましては、令和元年度から専門事業者に利用勧奨と指導を委託しており、その効果が実施率に表れていると考えております。
10	3	資料3-4 (9ページ)	特定健康診査等業務は「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の早期発見・早期介入により重症化を防ぎ、医療費の伸びの適正化を図ることを目的とするもの」とあるが、「医療費を適切に使って、健康寿命の延伸を図ること」が最終目標なのではないか。	厚生労働省が平成20年に定めた「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」において、 ・健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施すること。 ・特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。 の2点が明記されており、この趣旨に沿って記載しております。 表現につきましては、趣旨が適切に伝わるよう、今後の検討課題とさせていただきます。
11	3	資料3-4 (9ページ)	健康松戸21Ⅲ中間評価報告では健康寿命について評価しているが、本予算では言及がない。 健康松戸21Ⅲの基本目標「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」と国民健康保険との関係をどのように理解したらよいか。	上記の趣旨に沿って、国民健康保険の健康診査、保健指導、糖尿病等重症化予防などの各種保健事業を実施することで、健康松戸21Ⅲの目標達成に寄与するものと考えております。

令和4年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
2. 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）について
3. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
12	3	資料3-4 (9ページ)	第2期データヘルス中間評価・見直し計画では、特定健康診査受診率の目標を、令和5年度は40%に下方修正しているが、健康松戸21Ⅲ中間報告では目標値は60%のままになっているのはなぜか。	「第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画 中間評価・見直し計画」は、令和4年3月に作成いたしました。 一方、「健康松戸21Ⅲ 中間評価報告書」は平成31年4月に作成されており、見直し以前のデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画における数値を掲載しています。 なお、「健康松戸21Ⅲ」の最終年度は当初の令和5年度から令和6年度に1年間延伸されています。 令和6年度の最終目標値は、令和5年度末に策定予定の次期データヘルス計画に沿って設定する予定です。
13	3	資料3-4 (9ページ)	第2期データヘルス計画と健康松戸21Ⅲは、内容が重複しているところが多く、どちらも膨大な文章量になっている。今後はこれらを思い切って簡素化、シンプルにすることにより、国民健康保険財政の健全化、行財政改革にも寄与できるのではないか。	「データヘルス計画」は「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき国民健康保険加入者を対象とし、「健康松戸21Ⅲ（健康増進計画）」は健康増進法に基づき市民全体を対象としており、その根拠法令や対象者が異なることから、それぞれ独立した計画として策定しています。 いただいたご提案は「健康松戸21Ⅲ」担当部署とも共有し、今後のより分かりやすい計画策定に向けての参考とさせていただきます。
14	3	資料3-4 (9ページ)	第2期データヘルス計画中間評価・見直し計画では、40歳代～50歳代男性の受診率を向上させるために、令和5年度目標を20.3%として取り組むとあるが、今回の令和5年度予算で何も言及がないのはなぜか。	令和5年度は特定健康診査啓発業務において、「スマートフォンショートメッセージ（SMS）を用いた未受診者への受診勧奨」を予算要求しており、若年層の受診率向上対策として一定の効果が見込まれると考えております。 また、40歳代～50歳代の健診未受診者に対する電話による受診勧奨を、職員が継続して実施しております。

令和4年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
2. 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）について
3. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
15	3	資料3-4 (9ページ)	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率等の重要案件については、目標未達成の場合は現状把握、原因調査をしっかりと行って、「具体策」とその数値目標を明示して管理してほしい。受診率の高い他の自治体の事例をもっと研究すべきではないか。	データヘルス計画で定める「糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防事業」「特定健康診査受診率向上事業」「特定保健指導実施率向上事業」については、毎年度「千葉県国民健康保険団体連合会 保健事業支援・評価委員会」のヒアリングを受け、現状把握と事業評価を行っております。今後も先進他市との情報交換を通じて事例を研究し、保健事業の充実を図ってまいります。
16	3	資料3-4 (9ページ)	令和4年8月9日に開催された本運営協議委員会会議録では、「健康に関する各種指標は令和3年度の決算が議会の承認が得られれば、ホームページに掲載する」とあるが、どこに掲載されているのか。	前回運営協議会での回答は、健康に関する事業を含め、市全体の年間事業概要を数値で表した、「令和3年度 松戸市一般会計・特別会計決算 主要な施策の成果に関する説明書」を念頭に置いたものであります。本資料は、「松戸市ホームページ→市政情報→財政・予算・決算→決算」に掲載しております。
17	3	全体	健康意識の醸成について、特に若年層に対してどのように働きかけているか。	特定健康診査の対象とならない35歳から39歳の方にも、市独自の健康診査を行っております。また、特定健康診査の受診率が低い40歳から59歳の方には、個別で電話による受診勧奨を行っております。
18	3	全体	国民健康保険のサービス向上のため、被保険者自身ができることを具体的に知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、特定保健指導、35歳から39歳の国保健康診査を受ける ・重複受診をしない ・お薬手帳を活用する ・限度額適用認定証の申請 ・保険料の納期内納付（口座振替の利用）

令和4年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
2. 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（案）について
3. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題 番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
19	3	全体	国の規制改革推進会議でデジタル化の推進を掲げているが、松戸市国民健康保険として令和5年度に予算化して進めるべき案件はないか。	<p>「松戸市オンライン申請システム」にて、令和5年1月31日から、国民健康保険に関する以下の3つの手続きを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険喪失（脱退）手続き ・国民健康保険料納付済確認書の発行申請 ・国民健康保険料納付書の再発行手続 <p>なお、デジタル化の推進は全庁的な取り組みであるため、総務部においてデジタル化推進の担当部署が取りまとめております このため、予算化が必要な場合は、国民健康保険特別会計ではなく、一般会計にて進めていくこととなります。</p>